

津市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領

平成18年1月1日訓第81号

改正 平成26年10月31日訓第130号

(目的)

第1条 この要領は、被保険者間の負担の公平を図るため、特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第10項の規定に基づき、有効期限を短縮した短期被保険者証（以下「短期証」という。）の交付を行い、国民健康保険の健全な運営に資することを目的とする。

(交付の時期)

第2条 短期証の交付は、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の更新時期に併行して行う。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(交付対象者)

第3条 交付対象者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 現年度又は過年度の保険料を滞納し、納付相談及び納付に応じようとしていない者
- (2) 納付指導等において取り決めた事項について誠意をもって履行しない者
- (3) 納付指導等の結果、所得及び資産等を勘案すると、十分な負担能力があると認められる者
- (4) 滞納処分をするに当たり、差押財産の名義変更を行う等、意図的に滞納処分を免れようとする者

(交付決定)

第4条 前条各号に該当する者には、短期証を交付するものとする。

2 前項の規定により短期証を交付するときは、国民健康保険短期被保険者証の交付について（別記様式）により通知するものとする。

(有効期間)

第5条 短期証の有効期間は、1箇月、3箇月又は6箇月とする。原則として、交付月の初日から期間が満了する月の末日までを有効期間とする。

(交付の方法)

第6条 短期証の交付方法は、郵送又は窓口交付とする。

(交付の解除)

第7条 短期証の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、短期証の交付措置を解除し、通常の有効期限の保険証を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納したとき、又は滞納額の著しい減少があったとき。
- (2) 納付誓約を誠実に履行し、滞納額が減少されると認められるとき。
- (3) 災害その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第1条に定める特別の事情が生じたとき。

(納付指導等の継続)

第8条 短期証を交付した世帯の世帯主に対しては、その交付中においても納付指導等を継続して行い、滞納保険料の解消に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の久居市国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成12年10月1日施行)、河芸町国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成12年10月1日施行)、安濃町国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成12年安濃町告示第15号)、香良洲町国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成12年10月1日制定)、一志町国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成12年10月1日施行)又は白山町国民健康保険短期被保険者証交付要領(平成13年白山町要領第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年10月31日訓第130号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

国民健康保険短期被保険者証の交付について

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

あなたの世帯の滞納保険料については、いまだ未納がありますので、被保険者証の代わりに、有効期限 箇月の「短期被保険者証（有効期限： 年 月 日）」をお届けします。

特別な事情がある場合は、納付相談に応じますので、（名称）部（名称）課までお越しく下さい。また、病気等でやむを得ず来庁できないときは、必ず電話等で御連絡ください。

なお、国民健康保険法第9条第10項の規定に基づいてお届けする「短期被保険者証」の取扱いは、次のとおりとなります。

1 被保険者証の交付

滞納している保険料を完納したとき、若しくはその滞納額が著しく減少したとき、又は災害その他特別の事情が生じたと認められるときは（届出が必要）、世帯主に対し、改めて被保険者証をお渡しします。

2 短期被保険者証の提示

診療を受けるときは、医療機関の窓口で、必ず短期被保険者証を提示願います。

3 医療費の取扱い

短期被保険者証の有効期限（ 年 月 日）までに納付相談に応じていただけない場合は、被保険者証の代わりに被保険者資格証明書をお渡しする場合があります。

その場合、診療費は、医療機関等の窓口で一旦自費で全額支払い、後で国民健康保険に対し一部負担を除いた額（保険者負担相当額）の払戻しを特別療養費として申請していただくこととなりますが、滞納している保険料を完納したとき、若しくはその額が著しく減少したとき、又は災害その他の政令で定める特別の事情が生じたと認められるときに限り、国民健康保険から払戻しを行います。

問い合わせ先